

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	居住安定援助賃貸住宅の専用賃貸住宅の目的外使用の承認		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠： )		
	<b>【内容】</b> <b>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律</b> ・第50条(専用賃貸住宅の目的外使用) <b>国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則</b> ・第31条(専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間) ・第32条(専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請) ・第33条(専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間) ※別紙参照		
審査基準 設定年月日	令和7年10月1日	審査基準 最終変更年月日	令和7年10月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。期間(図書の不備による追加提出に要した日数を除く、おおむね30日。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律  
(平成十九年法律第百十二号)

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第五十条 認定事業者は、認定計画に記載された専用賃貸住宅の一部について入居者を国土交通省令・厚生労働省令で定める期間以上確保することができないときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けて、その一部を第四十条第二項第七号に規定する者以外の者に賃貸することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該承認に係る認定住宅の存する町村の長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により専用賃貸住宅の一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令・厚生労働省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

●国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第一号)

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けるための専用賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

第三十一条 法第五十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

(専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請)

第三十二条 法第五十条第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による申請書を、都道府県知事等に提出しなければならない。

(専用賃貸住宅の目的外使用の賃貸借の期間)

第三十三条 法第五十条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。